

鳥取市下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月3日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第2号

鳥取市下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市下水道等事業の設置等に関する条例（平成23年鳥取市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。